

ニセコ町飲食・宿泊券配布事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染拡大により疲弊した飲食・宿泊を回復させるため、町民にニセコ町飲食・宿泊券（以下「飲食・宿泊券」という。）を配布し、町内の飲食及び宿泊の需要の喚起を行い、町内の飲食店及び宿泊事業者への支援を行い、地域経済の再生を図ることを目的とする。

2 前項の目的を果たすため、配布作業を除き、補助事業者を通して実施するものとし、ニセコ町補助規則（昭和52年ニセコ町規則第3号。以下「補助規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 補助事業者は、町長が別に定める。

2 町長は、本事業を実施するにあたり、補助事業者と適宜連携して実施する。

(飲食・宿泊券配布対象者)

第3条 飲食・宿泊券の配布対象となる町民（以下「配布対象者」という。）は、令和2年10月1日（以下「基準日」という。）現在において住民基本台帳に記載された町民とする。ただし、基準日以前に、住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条の規定に基づき住民票を削除されていた者で、基準日時点において、日本国内で生活していたが、いずれの市町村の住民基本台帳にも記録されておらず、かつ、基準日後初めて町の住民基本台帳に記録されることとなった者を含むものとする。

2 前項の基準日は新型コロナウイルスの感染拡大状況に応じて、変更することができる。なお、その変更する基準日は、町長が別に定める。

(配布申請)

第4条 本事業による申請は、不要とする。

(飲食・宿泊券の給付額)

第5条 飲食・宿泊券の額は、一人2,000円とする。

2 前項の飲食・宿泊券は、1枚500円券とし、4枚分を1人分とする。

3 第2条の規定した配布対象者のうち、基準日以降に出産する予定で、かつ、基準日の属する月の末日までに母子健康手帳の交付を受けた妊婦については、2,000円分の飲食・宿泊券を加算し、配布するものとする。

(配布方法)

第6条 町長は、本事業の実施にあたり、特殊な事情のものを除き、基準日の世帯主に対して前条で定めた飲食・宿泊券引換券（以下「引換券」という。）を送付し、引換券との交換をもって飲食・宿泊券を世帯主に配布する。ただし、町が必要と認める場合は、世帯主への配布を行わないことができる。

2 町長は、住民基本台帳に記載された配布対象者の氏名及び住所等を掲載した配布対象者リスト（以下「リスト」という。）を作成し、これに基づき前項の引換券を配布するものとする。

3 町は、引換券を前項のリストに基づき郵送で配布する。

(配布開始日)

第7条 飲食・宿泊券の配布をする日は、補助事業者と協議の上、町長が別に定める日とする。

(飲食・宿泊券の期限)

第8条 飲食・宿泊券の利用期限は、飲食・宿泊券を送付した日から3か月以内とする。

2 配布対象者が飲食・宿泊券を受領した後に紛失及び滅失、盗難された飲食・宿泊券の効力は無効とする。また、再発行も認めない。

(飲食・宿泊券の返戻)

第9条 町長は、世帯主に郵送した飲食・宿泊券が宛先不明若しくは受取りを拒否されて返送された場合は、使用期限まで町が保管し、期限到達後、補助事業者へ返戻するものとする。

2 前項の宛名先不明及び受取りを拒否した配布対象者に対して、再通知を行い、受取りが可能となった場合は、ニセコ町役場において配布する。ただし、再通知は1度限りとする。

(交付額の算定方法)

第10条 この補助金の交付の対象となる経費は、別表のとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第11条 補助金の交付申請及び交付の決定は、補助規則によるものとする。

(事業変更及び変更申請)

第12条 この補助金の交付決定後の事情の変更により、申請の内容を変更する場合は、あらかじめ町長と調整し、事前に承認を得なければならない。

2 前項の調整に基づいて変更交付申請及び変更の決定を行う場合には、前条の規定を準用する。

(交付決定の通知)

第13条 第11条及び前条で決定したときは、交付(変更)決定通知を行うものとする。

(概算払い)

第14条 町長は、必要があると認める場合においては、補助金の概算払いをすることができる。

(実績報告)

第15条 補助規則に基づき提出する実績報告には、次の書類を添付しなければならない。

- (1) 利用状況報告書
- (2) 飲食・宿泊券換金調書
- (3) その他町長が求める書類

(事業執行管理)

第16条 補助事業者は、本事業の執行を適切に運営管理するものとし、町長から事業執行状況について求めがあるときは、速やかに対応するものとする。

(調査)

第17条 町長は、必要があると認めるときは補助事業者に対し、検査を行い、又は報告を求めることができる。

(個人情報保護)

第18条 補助事業者は本事業で知り得た個人情報を、正当な理由なく、他人に漏らしてはならない。本事業が完了した後も、また同様とする。

(雑則)

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が別に定める。

附 則

- 1 この訓令は、令和2年5月18日から施行する。
- 2 この訓令は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

別表

項目	内容
飲食・宿泊券換金支払	飲食・宿泊券取扱店から請求を受ける飲食・宿泊券の換金
振込手数料	補助事業者から飲食・宿泊券取扱店への飲食・宿泊券換金支払の振込手数料
印刷費	チラシ、ポスターのデザイン・印刷費
郵便代	飲食・宿泊券取扱店とりまとめ
飲食・宿泊券デザイン代	飲食・宿泊券のデザイン作成費
飲食・宿泊券印刷代	飲食・宿泊券の印刷作成費
消耗品費	コピーペーパー、プリンタートナー、封筒等の事務費
労務費	事業打合せ、調整、資料作成、飲食・宿泊券取扱店とりまとめ、飲食・宿泊券換金事務
その他	その他町長が必要と認める経費